doi：10. 20776/S13482084-73-P375
千葉大学教育学部研究紀要　第73巻　375～380頁（2025）

保護観察中の成人男性の再犯リスク及び保護観察官・保護司の接触頻度と再犯との関連

羽間京子[1)]*・勝田　聡[2)3)]

[1)]千葉大学教育学部
[2)]法務省保護局
[3)]千葉大学大学院人文科学研究院

Recidivism Risk, Supervision Contact Frequency, and Actual Recidivism among Male Adults on Probation and Parole in Japan

HAZAMA Kyoko[1)]* and KATSUTA Satoshi[2)3)]

[1)]Faculty of Education, Chiba University, Japan
[2)]Ministry of Justice, Japan
[3)]Graduate School of Humanities, Chiba University, Japan

日本の保護観察では，保護観察官が対象となる人のアセスメントと指導を行い，保護司が社会復帰に重点を置き定期的で直接的な接触を保つ。保護観察官のアセスメントは，リスク・ニード・リスポンシビティ（Risk-Need-Responsivity［RNR］）モデルに基づくツール（Case Formulation in Probation/Parole［CFP］）により行われる。本研究は，法務省提供の匿名化された成人男性125名のデータを用い，CFPによって測定された保険統計的再犯リスクと開始後６月間の月平均接触頻度につき，RNRリスク原則適合性及び３年間の再犯との関連を各々分析した。その結果，リスクレベルが高いほど保護観察官，保護司及び両者との接触頻度が高かったが，有意な相関はなかった。ただし，再犯と，リスクレベルは有意な正の，保護司単独の接触頻度は有意な負の相関を示した。また，非再犯群より，再犯群でリスクレベルが有意に高く，保護司単独の接触頻度が有意に低かった。より実効的な保護観察のため，リスクレベルとともに，保護司の接触頻度を考慮する重要性が示唆される。

Professional probation officers（PPOs）in Japan assess and supervise individuals on probation and parole, while volunteer probation officers（VPOs）maintain regular and direct contact with a focus on rehabilitation. PPOs' assessment is performed using tools, Case Formulation in Probation/Parole（CFP）, developed based on the Risk-Need-Responsivity（RNR）model. This study examined adherence to the risk principle of the RNR model in probation and parole by analyzing actuarial recidivism risk assessed by the CFP and the mean contact frequency（monthly）during the first six months of supervision, utilizing de-identified case data from 125 male adults provided by the Ministry of Justice in Japan. Moreover, associations between these factors and 3-year recidivism were explored. The results showed that higher risk levels were accompanied by an increase in contact frequency with PPOs, VPOs, and both, though no significant correlation was found between the two. Nevertheless, risk level had a significant positive correlation with recidivism, while contact frequency with VPOs only was significantly and negatively correlated with recidivism. Whereas risk levels were significantly higher in individuals who recidivated than in those who did not, contact frequency with VPOs only was significantly lower for recidivists. The results of this study suggest that considering contact frequency with VPOs along with recidivism risk levels of male adults on probation and parole is relevant for better supervision outcomes.

キーワード：保護観察（probation），仮釈放（parole），再犯（recidivism），再犯リスク（recidivism risk），
接触頻度（contact frequency）

１．問題と目的

1.1　日本の保護観察制度の特徴と概要

保護観察は，対象となった非行のある少年や犯罪をした人に通常の社会生活を送らせながら，適切な指導監督や援助を行い，再非行・再犯を防ぐとともに，その改善更生を図る社会内処遇である。国際的にみた日本の保護観察の大きな特徴は，常勤の国家公務員である保護観察官が，民間篤志家（ボランティア）で非常勤の国家公務員である保護司と協働して，保護観察処遇や，矯正施設入所中の人の退所後の更生を図るための生活環境の調整にあたっている点である。

日本では，保護観察官はある特定の地区の主任官として，そこに居住する保護観察中の人の保護観察と，同地

*連絡先著者：羽間京子　hazama@faculty.chiba-u.jp

区を帰住希望地としている矯正施設入所中の人の生活環境の調整を全件担当し，加えて，それぞれのケースについて，その地区に住む単独あるいは複数の保護司が担当者として指名されることが通例である(注1)。現場の第一線で保護観察等の業務に携わる保護観察官の予算定員は，2024年３月末において約900人で（法務省，2023），同月末の保護観察係属件数が22,800件，生活環境調整係属件数が34,329件であって（法務省，2024），保護観察官一人当たりの平均担当件数は約60件となる。さらに，保護観察官は，性犯罪や規制薬物等の使用により保護観察を受けている人を対象とした専門的処遇プログラム等の実施や，関係機関と連携しての住居，就労，福祉的支援の確保等の施策も展開しており（閣議決定，2023），その業務量が多い。また，保護観察を受けている人の居所から保護観察所へのアクセスが容易ではない場合も少なくない。そのため，保護観察中の人の近くに居住する保護司（2024年１月１日現在46,584人［法務省法務総合研究所，2024］）の存在は，日本の保護観察において欠かせない。

具体的役割分担としては，保護観察官は保護観察に付された人に開始当初に面接し，関係機関からの情報も踏まえてアセスメントを行い，保護観察の実施計画を立てる。その計画に基づいて，概ね月２回を目安に，保護司が面接等を通して保護観察中の人と定期的に接触し，社会復帰に焦点を当てた助言や指導を行っていく。保護観察処遇状況に関する保護司からの定期的あるいは適宜の報告に基づき，保護観察官は危機介入や措置検討のための面接等を行う。ここでいう措置には，成績良好につき保護観察を早期に終了させるもの（少年の場合）から，成績不良により矯正施設への収容を検討する措置まで様々なものが含まれる。

1.2　エビデンスに基づいた保護観察処遇の実施

日本の保護観察の近年の主な動きの一つとして，エビデンスに基づいた処遇の実施に，より重点が置かれている点が挙げられる（勝田，2021）。国際的には，非行のある少年や犯罪をした人について，特に，実証的研究に基づくリスク・ニード・リスポンシビティ（Risk-Need-Responsivity［RNR］）モデル（Bonta & Andrews, 2024）に準拠した処遇を行うことが再犯抑止に有効であるとされ，欧米諸国を中心として実施されている。RNRモデルの中核は，リスク原則，ニード原則及びリスポンシビティ原則の３つである。リスク原則とは対象となる人の再犯リスクのレベルに処遇の密度を合わせることであり，ニード原則とは処遇によって変わりうる動的な犯罪誘発性要因に焦点を当てることである。リスポンシビティ原則とは，行動的，社会学習的，認知行動的な働きかけをしたり，スキル構築のための方策をとったりすることや（一般原則），処遇のセッティングや対象となる人の特徴，つまり，強み，動機づけ，好み，性格等に応じて，処遇のスタイルと方法を変えること（個別原則）である。Bonta & Andrews（2024）は，処遇の効果を高めるために，再犯リスクを予測し，犯罪誘発性要因を特定し，より適切な処遇方法を選択するためのアセスメントの実施と，RNR原則に適合した実施計画の策定及び実践が求められるとした。

法務省保護局は，RNRモデルを踏まえ，かつ，日本で保護観察を受けた人たちの再犯状況の追跡調査の分析等を通して，新たなアセスメントツールである「保護観察におけるケースフォーミュレーション（Case Formulation in Probation/Parole［CFP］）」を開発し，２段階の試行後，2021年１月に全国の保護観察所で施行した。CFPは，RNRモデルに対応し，（a）静的リスク要因を中心とする，保険統計的手法による再犯リスク予測（低中高の３段階），（b）動的犯罪誘発性要因と動的保護・改善更生促進要因のアセスメント（要因分析と呼ばれる）を含む。さらに，CFPは（c）パス図を作成した上でケースフォーミュレーションを行い，非行や犯罪に至った長期的なプロセスを検討する。CFPの再犯予測妥当性の検討はいくつかなされており（羽間・勝田，2022），たとえば，Hazama（2024）は成人男性を対象とし，（a）の保険統計的再犯リスク及び（b）の要因分析の得点と，保護観察開始後３年間の再犯追跡データを分析した。その結果，CFPは有意で十分な再犯予測妥当性を有すること，再犯との間に，保険統計的再犯リスク及び動的犯罪誘発性要因得点が有意な正の，動的保護・改善更生促進得点が有意な負の関連を示したことが明らかとなった。

1.3　保護観察における接触頻度と再犯との関連及びRNRモデルのリスク原則適合性

RNRモデルのリスク原則においては，保護観察を受けている人との接触頻度が，そのリスクレベルに適合しているかどうかが検討点の一つとなる（Bonta & Andrews, 2024；Bonta et al., 2008）。接触頻度と再犯抑止との関連について，1970年代後半から1990年代初頭まで，アメリカを中心にした欧米諸国で「インテンシブな指導監督保護観察（Intensive Supervision Probation［ISP］）」や類似したプログラムが注目され，その効果検証がなされてきた（Barnes & Hyatt, 2018; Taxman, 2008）。ISPとは，非行のある少年や犯罪をした人のうち，よりリスクの高い事例に対する保護観察の特定の形式であり，保護観察官の担当件数を減らし，面接回数を増加させるなどして，監視やコントロールのレベルを強めるものである。プログラムによって，ISPには，家庭訪問の強化，アルコールや薬物使用の検査，電子監視等が付加される。しかし，研究の結果，接触頻度の高低によって再犯率に有意な相異がみられないことが多く，さらに，ISPを受けた群のほうが，通常の保護観察を受けた群に比し遵守事項違反が多いなど，ISPは効果が乏しいとされてきた。

これらの結果の背景に関して，当時のISPでは，対象となる人のリスクレベル等が十分に考慮されていなかったとの指摘がある（Barnes & Hyatt, 2018）。その後，RNRモデルに基づいた実践を通して，リスクやニードのアセスメントの重要性とともに，そうしたアセスメントを踏まえて，よりリスクレベルの高い人により密度の濃い処遇を行うなど，RNR原則に適合した保護観察が再犯の減少に関連するとの研究報告がなされた（Bonta & Andrews, 2024）。ただし，再犯の減少に関連するのは，治療的プログラム等のヒューマンサービスを伴う処遇であって，監視やコントロール等処罰を中心とする保護観察ではないことが示されている（Andrews & Dowden,

2006; Bonta et al., 2000)。

RNR原則のうちリスク原則については，北米諸国において，妥当性のあるリスク・ニードアセスメントツールによって測られたリスクのレベルと保護観察の接触頻度を分析し，両者が関連するなど，同原則に適合していることが認められたとするいくつかの研究がある（Luong & Wormith, 2011; Vincent et al., 2016)。他方，Bonta et al.（2008）は，カナダで，成人の事例ではリスクレベルと保護観察開始当初３か月間の接触回数に有意な正の関連があったが，少年では有意な関連がみられなかったことを明らかにした。また，Bonta et al.（2008）における成人の場合の有意な関連は，主に高リスクの人との接触回数が低リスクと中リスクの人よりも有意に多かったことによるもので，低リスクの人と中リスクの人の間に有意差はなく，加えて，中リスクの人よりも，低リスクの人のほうが平均接触回数は多かった。このように，保護観察処遇におけるリスク原則適合性に関する研究結果は一様ではない。なお，Luong & Wormith（2011）では，接触頻度の目安は，高リスクの人は最低でも２日に１回，中リスクの人は１週間に２回（面接と電話）で，低リスクの人には，保護観察官が事例に応じ，接触なしも含めた回数を決定していた。Vincent et al.（2016）は，接触頻度を最大（２週間に１回の面接），中間（30日毎に１回の面接），最小（30日から90日毎に１回の面接）の３段階に分けて分析を行った。Bonta et al.（2008）では，保護観察開始当初３か月間の接触回数は平均4.3回であった。

1.4　問題と本研究の目的

日本の保護観察における，RNRモデルに基づいたアセスメントツールであるCFPについて，再犯予測妥当性に関する検証は行われているが（Hazama, 2024；羽間・勝田，2022），処遇のRNR原則適合性はまだ検討されていない。RNR原則のうち，たとえばリスク原則適合性を分析する際，接触頻度が焦点の一つであることは前述のとおりであるが，そもそも，保護観察官や保護司による接触の状況を示した日本の研究はみられない。保護観察における接触状況を明らかにし，再犯との関連を分析することは，より実効性のある処遇の実現を図っていく上で重要である。そこで，本研究は，RNRモデルのリスク原則との適合性を，CFPにより測られる保険統計的リスクと，保護観察官や保護司による接触頻度に基づき検討することとした。さらに，リスクレベル及び接触頻度と再犯との関連を分析することを目的とした。なお，接触頻度はCFPの再犯リスク予測を踏まえて検討されるが（勝田，2021），保護観察官単独による接触頻度は，たとえば専門的処遇プログラムの対象となった人の場合等に増加するなど，様々な理由によって変動する。そのため，本研究では，接触頻度として，保護観察官，保護司及び両者による総接触頻度と保護司単独によるものを取り上げることとした。

２．方　　法

本研究は千葉大学教育学部生命倫理審査会の承認（No. 168，承認日：2023年６月26日）を得て実施された。

2.1　分析対象者

2019年４月から2020年12月までのCFP第二次試行段階において，CFPによるアセスメントの対象となった事例のうち，法務省保護局から，個人が特定されない768件の事例データの提供を受けた。その中の成人男性・全279件について，第二著者にデータが到着した順により125事例を分析の対象とした。

2.2　分析に使用した変数

分析対象者の事例データから，第二著者が保護観察官や保護司との接触頻度を整理した。接触頻度は，面接の日程調整のための電話等での接触を除き，保護観察に付された人及び家族や家族以外の引受人等重要な関係者との，保護観察開始当初６月間の接触回数（面接を主とし，電話等を含む）とした。開始後６月間としたのは，CFP試行段階の対象事例は，法定保護観察期間６月以上であることが原則だったためである。保護観察官，保護司及び両者（以下，単に保護観察官・保護司）による総接触回数と，保護司単独による接触回数を抽出し，それぞれの月平均接触回数を求めた。再犯等により実質保護観察期間が６月に満たなかった場合は，身柄を拘束された日等による実質の保護観察期間によって，月平均接触回数を算出した。リスクレベルはCFPによる低中高の３段階，再犯は保護観察開始後３年間の再犯の有無とした。

2.3　分析方法

群間の比較は，χ^2検定，Wilcoxonの順位和検定又はWelchの一元配置分散分析を用いて行った。リスク原則との適合性は，保護観察官・保護司による総接触回数により分析した。具体的には，月平均総接触回数につき，リスクレベルごとの平均値と標準偏差を算出して検討するとともに，リスクレベルとの関連についてSpearmanの順位相関係数を求めた。リスクレベルと保護司単独による月平均接触回数について，また，保護観察官・保護司による月平均総接触回数と保護司単独による月平均接触回数についても同様の分析を実施した。リスクレベル及び接触回数と再犯との関連を解析するために，リスクレベルと再犯についてSpearmanの順位相関分析を行い，２つの月平均接触回数と再犯について点双列相関係数を求めた。加えて，リスクレベルと再犯の関連性について２つの接触回数をそれぞれ制御し，また，２つの接触回数と再犯の関連性につきリスクレベルを制御したSpearmanの偏相関分析を行った。さらに，リスクレベルと月平均接触回数について，再犯があった人（再犯群）と再犯がなかった人（非再犯群）の差を比較した。有意水準は.05とした。多重検定には，Bonferroni法を用いて有意水準を補正した。分析にはSPSS ver. 27を使用した。

３．結　　果

3.1　分析対象者の特徴

分析対象者の平均年齢，保護観察の種類等，基本的属性をTable 1に示した。提供された279事例のうち，125

Table 1　分析対象者の基本的属性

項目	内訳等
年齢（*SD*）	42.1（14.1）歳
保護観察の種類	刑事施設仮釈放者49人，保護観察付全部執行猶予者62人，保護観察付一部執行猶予者14人
主たる事件内容	財産犯46人，薬物犯35人，性犯17人，粗暴犯13人，その他14人

（注）$N=125$。財産犯は窃盗，詐欺等，薬物犯は覚醒剤自己使用等，粗暴犯は暴行，傷害，殺人等である。

人の分析対象者と154人の分析非対象者について，平均年齢，保護観察の種類及び主たる事件内容を比較した。その結果，いずれにおいても有意な差はみられなかった。

リスクレベルは，分析対象者（低リスクが41人，中リスクが56人，高リスクが28人）と分析非対象者（低リスクが42人，中リスクが88人，高リスクが24人）の間で有意差は認められなかった。さらに，保護観察開始後３年間に再犯があった人の割合は，分析対象者では20.8%，分析非対象者で18.2%であり，有意な差は示されなかった。

3.2　リスクレベルと接触頻度の相関

まず，リスクレベルごとの，保護観察官・保護司による月平均総接触回数と保護司単独による月平均接触回数を確認した。Table 2に各リスクレベルの平均値と標準偏差を示した。リスクレベルが上がるほど，保護観察官・保護司による月平均総接触回数が多くなる様子がみられた。次に，リスクレベルと２つの月平均接触回数との単相関係数を求めた。その結果，有意な相関はみられなかった（Table 3）。なお，保護観察官・保護司による月平均総接触回数と保護司単独による月平均接触回数との間に，有意な正の相関がみられた（$r_s=.62$，$p<.001$）。

3.3　リスクレベル及び接触頻度と再犯との相関

リスクレベル及び接触頻度と再犯との関連を検討するため，リスクレベルと再犯ならびに２つの月平均接触回数と再犯それぞれの間の単相関係数を求めた。結果をTable 3に示した。リスクレベルと再犯の間に，有意な正の相関（$r_s=.18$，$p=.046$）がみられた。また，保護司単独による月平均接触回数と再犯との間に有意な負の相関（$r=-.24$，$p=.007$）が認められた。保護観察官・保護司による月平均総接触回数と再犯との間には有意な相関は示されなかった。

さらに，リスクレベルと再犯の関連について，保護観察官・保護司による月平均総接触回数，保護司単独による月平均接触回数のそれぞれを制御した偏相関分析を行った。また，２つの月平均接触回数と再犯の関連について，リスクレベルを制御した偏相関分析を実施した。その結果（Table 3），リスクレベルと再犯との間に，保護観察官・保護司による月平均総接触回数を制御した場合も，保護司単独による月平均接触回数を制御した場合も，有意な正の偏相関が示された（両者とも$r_s=.20$，$p=.026$）。保護司単独による月平均接触回数と再犯との間に有意な負の偏相関（$r_s=-.27$，$p=.003$）が認めら

Table 2　リスクレベル別の接触頻度

リスクレベル	*n*	保護観察官・保護司の月平均接触回数		保護司単独の月平均接触回数	
		平均値	*SD*	平均値	*SD*
全体	125	2.71	0.82	1.89	0.70
リスクレベル低	41	2.56	0.72	1.82	0.61
リスクレベル中	56	2.71	0.82	1.94	0.73
リスクレベル高	28	2.92	0.91	1.89	0.78

Table 3　リスクレベル，月平均接触回数，再犯の相関

変数	1	2	3	4
1．リスクレベル	—	.16［−.01, .33］	.06［−.12, 23］	.18*［.004, .34］
2．保護観察官・保護司による月平均総接触回数		—	.62***［.50, .72］	−.10［−.27, .08］
3．保護司単独による月平均接触回数			—	−.24**［−.40, −.07］
4．再犯	*.20**［*.03, .36*］ *.20**［*.03, .36*］	*−.14*［*−.31, .04*］	*−.27***［*−.42, −.10*］	—

（注）右上は単相関係数を，左下の斜体は偏相関係数を示す。リスクレベルと再犯の偏相関係数は，上段が保護観察官・保護司による月平均総接触回数を制御した場合で，下段が保護司単独による月平均接触回数を制御した場合である。［ ］内は95%信頼区間である。
*$p<.05$. **$p<.01$. ***$p<.001$.

Table 4　再犯群と非再犯群の月平均接触回数の平均値，標準偏差及びWelchの一元配置分散分析結果

月平均接触回数	再犯群（$n=26$）		非再犯群（$n=99$）		F値	p	est ω^2
	平均値［95% CI］	SD	平均値［95% CI］	SD			
保護観察官・保護司の月平均接触回数	2.55［2.20–2.90］	0.86	2.75［2.59–2.91］	0.80	1.13	.294	.00
保護司単独の月平均接触回数	1.56［1.31–1.82］	0.63	1.98［1.84–2.11］	0.69	8.44	.006	.06

（注）CI＝信頼区間。

れた。保護観察官・保護司による月平均総接触回数と再犯との間には有意な偏相関はみられなかった。

3.4　リスクレベル及び接触頻度に関する再犯群と非再犯群間の比較

分析対象者を再犯群と非再犯群に分け，リスクレベルと月平均接触回数それぞれにつき群間差を検討した。リスクレベルについてWilcoxonの順位和検定を行った。月平均接触回数についてWelchの一元配置分散分析を実施し，Bonferroni法により有意水準を0.025に補正した。その結果，非再犯群に比べ，再犯群のほうが，リスクレベルが有意に高く（W＝1942.5，$p=.046$），Table 4に示すように，保護司単独による月平均接触回数が有意に少なかった（$F_{Welch}(1, 42.16)=8.44$，$p=.006$，est $\omega^2=.06$）。保護観察官・保護司による月平均総接触回数については，２群間に有意差はみられなかった。

4．考　　察

4.1　リスク原則適合性について

保護観察官・保護司による月平均総接触回数は，Table 2にあるように，リスクレベルが上がるほど，多くなる様子がみられた。その意味で，保護観察における接触頻度はRNRモデルのリスク原則（Bonta & Andrews, 2024）に反していないといえる。しかし，海外の先行研究（Luong & Wormith, 2011；Vincent et al., 2016）と異なり，リスクレベルと保護観察官・保護司による月平均総接触回数の間には有意な相関は認められなかった。また，リスクレベルと保護司単独による月平均接触回数との間にも有意な相関はみられなかった。

前述のとおり，日本の保護観察官による接触頻度は，リスクレベルも踏まえるが（勝田，2021），それにとどまらず，事例による部分が大きい。また，保護司の接触は，リスクレベルの高低に関わらず，概ね月２回の頻度で行うことが目安とされている。一方，Luong & Wormith（2011）では，高リスクの人は最低でも２日に１回，中リスクの人は面接と電話により１週間に２回であり，低リスクの人の接触は，ゼロも含めて保護観察官が事例に応じて決定していた。Vincent et al.（2016）においては，接触頻度は，２週間に１回の面接，30日毎に１回の面接，30日から90日毎に１回の面接の３段階に分けられていた。いずれも，日本の保護観察で想定されている接触に比べ，頻度に大きな差があった。海外の先行研究と異なり，本研究で，リスクレベルと保護観察官・保護司による月平均総接触回数ならびに保護司単独による月平均接触回数との間に有意な相関が認められなかった背景には，このようなシステムの相異等が影響している可能性も考えられる。

4.2　リスクレベル及び接触頻度と再犯の相関ならびに再犯群と非再犯群の比較結果について

単相関及び偏相関分析の結果，リスクレベルと再犯の間に有意な正の，保護司単独による月平均接触回数と再犯の間に有意な負の相関が認められた。また，リスクレベルは非再犯群よりも再犯群のほうが有意に高く，保護司単独による月平均回数は非再犯群よりも再犯群のほうが有意に少なかった。

以上はあくまでも相関分析及び２群の比較によっており，因果関係を示すものではない。ただし，まず，リスクレベルと再犯の間に有意な正の相関がみられたことと，非再犯群よりも再犯群でリスクレベルが有意に高かったことは，RNRモデルやCFPの基本的想定と方向性を一にする結果といえる。次に，繰り返しになるが，本研究では，保護司単独による月平均接触回数は，再犯と有意に負に相関し，また，非再犯群よりも再犯群において有意に少なかった。既述のとおり，保護司の処遇は，海外におけるかつてのISP等のように処罰を中心として接触頻度等の処遇の密度を調整するのではなく（Andrews & Dowden, 2006；Barnes & Hyatt, 2018；Bonta et al., 2000；Taxman, 2008），社会復帰に焦点を当て，定期的に接触していこうとするものであることを踏まえると，この結果から，大きく二つの可能性が示唆されると考えられる。一つは，保護観察を受けることへの動機づけがより高い人が，より多く保護司と接触するのかもしれないということである。もう一つは，保護司のより多い接触，より手厚い支援が，再犯抑止につながっているのかもしれないということである。これらの可能性を検討していくためには，保護司による接触の質，具体的には，RNRモデルのニード原則やリスポンシビティ原則との適合性等の分析が必要である。ただし，本研究の結果からは，保護観察処遇において，CFPにより測られる保険統計的リスクレベルと同様，保護司との接触頻度の状況に注目することに意義があると考えられる。

本研究の限界として，分析の対象が成人男性に限られていた点が挙げられる。今後，分析対象者を拡大し，少年や女性のデータも解析していくことが求められる。このような限界はありつつも，本研究は，成人男性の保護観察処遇において，リスクレベルとともに，保護司との接触頻度が処遇上の着目点になりうると示した点で意味があるといえる。さらに，本研究を通して，日本の保護観察処遇における保護司の役割の大きさが示唆される。

注

1．保護観察官が保護観察に付された人を直接担当する場合もある。

付　記

本研究の分担は次のとおりである。羽間は1.3，1.4，2，3，4.2を執筆し，勝田は1.1，1.2，4.1を執筆した。本研究はJSPS科研費23K02955（研究代表者：羽間京子）の助成を受けた。本研究の実施を承認し，データを提供くださった法務省保護局長に感謝申し上げる。本論文の議論は筆者らのものであり，法務省の見解ではない。

文　献

Andrews, D. A., & Dowden, C. (2006). Risk principle of case classification in correctional treatment: A meta-analytic investigation. *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology, 50* (1), 88–100. https://doi.org/10.1177/0306624X05282556

Barnes, G. C., & Hyatt, J. M. (2018). Intensive supervision probation. In *Oxford Research Encyclopedia of Criminology and Criminal Justice*. https://doi.org/10.1093/acrefore/9780190264079.013.265

Bonta, J., & Andrews, D. A. (2024). *The psychology of criminal conduct*. 7th ed. Routledge.

Bonta, J., Rugge, T., Scott, T. L., Bourgon, G., & Yessine, A. K. (2008). Exploring the black box of community supervision. *Journal of Offender Rehabilitation, 47*(3), 248–270. https://doi.org/10.1080/10509670802134085

Bonta, J., Wallace-Capretta, S., & Rooney, J. (2000). A quasi-experimental evaluation of an intensive rehabilitation supervision program. *Criminal Justice and Behavior, 27*(3), 312–329. https://doi.org/10.1177/0093854800027003003

Hazama, K. (2024, August 8–10). *Examining 3-year recidivism risk for male justice-involved juveniles and adults in Japan* [Paper presentation]. 15th Annual Conference of the Asian Criminological Society, Manila, Philippines.

羽間京子・勝田　聡（2022）．保護観察におけるアセスメントツールの動的要因の再犯予測力　千葉大学教育学部研究紀要，*70*，7–12.

法務省（2023）．法務年鑑　令和４年　https://www.moj.go.jp/content/001407463.pdf

法務省（2024）．保護統計月報　https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250007&tstat=000001013295&cycle=1&year=20240&month=11010303&tclass1=000001013297

法務省法務総合研究所（2024）．令和６年版犯罪白書―女性犯罪者の実態と処遇―　昭和情報プロセス

閣議決定（2023）．第二次再犯防止推進計画　https://www.moj.go.jp/content/001392984.pdf

勝田　聡（2021）．エビデンスを基盤とする保護観察対象者のアセスメントツールの開発について　犯罪社会学研究，*46*，38–48

Luong, D., & Wormith, J. S. (2011). Applying risk/need assessment to probation practice and its impact on the recidivism of young offenders. *Criminal Justice and Behavior, 38*(12), 1177–1199. https://doi.org/10.1177/0093854811421596

Taxman, F. S. (2008). No illusions: Offender and organizational change in Maryland's proactive community supervision efforts. *Criminology & Public Policy, 7*(2), 275–302. https://doi.org/10.1111/j.1745-9133.2008.00508.x

Vincent, G. M., Guy, L. S., Perrault, R. T., & Gershenson, B. (2016). Risk assessment matters, but only when implemented well: A multisite study in juvenile probation. *Law and Human Behavior, 40*(6), 683–696. https://doi.org/10.1037/lhb0000214